

# 福山城等利活用による福山城公園エリア魅力アップ事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 福山ビジットアソシエーション会長（以下、会長とする。）は、福山城の魅力の増進と賑わい創出を図り、福山城の観光振興に資することを目的とし、福山城を核とした福山城公園エリアの魅力・価値向上に寄与する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 福山城等

福山城公園内に位置する福山城天守（博物館）、月見櫓、御湯殿、福寿会館などの建築物及び福山城公園（ふくやま美術館プロムナード等含む）全体の総称とする。

### (2) ナイトタイムエコノミー

夜ならでの消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めること。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、会場として福山城等を利用するものとし、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 特定の会員等を対象とせず、広く一般市民に参加の機会が与えられていること。
- (2) 福山城の歴史・文化・産業と関連したもの、または、ナイトタイムエコノミーに資する企画であること。
- (3) 福山城等の利用に関する法令を遵守し、事業完了後は速やかに原状復帰ができること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除外する。

- (1) 特定の宗教団体又は政治団体に関係があること。
- (2) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていること。
- (3) 公序良俗に反する事業であること。

## (補助額)

第4条 補助金の額は補助対象事業の実施に要する費用（消費税及び地方消費税を除いた額）に1/2を乗じた金額とする。

## (補助対象者等)

第5条 補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当せず、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 福山市内に本店または営業所、主たる事務所を有する法人
- (2) 任意団体は、事務局の存在が明確であり、次の各号のいずれかに該当するもの。

ア (1)に該当する法人が含まれていること。

イ 福山市内にて2023年度(令和5年度)以前にイベント等の活動実績があること。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて指定する期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 企画書(任意の様式)

(4) 団体概要が分かる書類

(5) 法人においては定款及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、任意団体においては規約の写し

(6) 誓約書(別紙)

(7) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の書類を受理した時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の補助金の交付決定を行う際に、補助金交付における目的の達成のために必要な条件を付することができる。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象とする期間は、前条の規定による補助金交付決定があった日の属する年度の2月末日までとする。

(状況報告)

第9条 会長の求めがあったときは、事業の遂行状況を会長に報告しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(事業報告等の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後1か月後の日又は第7条の補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)及び収支決算書(様式第7号)、事業実績書(様式第8号)を、次に掲げる必要書類を添えて、会長に提出するものとし、その提出に当たっては、会長は報告書類の内容について説明を求めることができる。

(1) 事業実施状況の写真

- (2) 事業に係る新聞記事等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

- 第12条 会長は、前条の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第10号）により会長に請求しなければならない。
  - 3 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
  - 4 補助事業者は、補助事業での売上により、収益を得ることができる。ただし、第13条に規定する交付決定の取消しを受けた場合にあってはこの限りでない。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 会長は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、この要綱に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類の様式)

- 第14条 この要綱に規定する書類の様式は、会長が別に定める様式による。

(関係書類の整備)

- 第15条 補助事業者は補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2023年（令和5年）5月16日から施行する。